

家庭教育支援法の制定を求める意見書

近年、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化など、家庭を取り巻く社会状況が大きく変化する中で、子育てに対する不安や問題を抱えて孤立する親がふえており、子どもに対する過保護や過干渉、放任など、家庭教育力の低下に加え、他人の子どもを注意できないなど、地域の教育力の低下も指摘されている。

厚生労働省によると、児童虐待の相談件数はこの3年間で毎年1万件以上増加し、平成28年度には過去最多の12万2,575件に上るなど、深刻さを増しており、より積極的な家庭教育への支援が行政に求められている。

未来の社会の担い手である子どもを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤となるとともに、子どもの基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断等の基本的な倫理観などを身に付ける上で重要な役割を果たしている。教育基本法第10条においては、保護者は子の教育について第一義的責任を有していることのほか、国は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会の提供等の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないことが規定されており、今こそ社会全体で家庭教育を支え合う仕組みが必要である。

よって、国におかれては、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するため、家庭教育支援法を制定するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

石川県金沢市議会議長 清水 邦彦

国公立大学の入学式及び卒業式における国旗の掲揚及び国歌の斉唱を求める意見書

我が国の日の丸及び君が代は、日本の象徴である国旗及び国歌として古くから国民に親しまれており、また、世界各国からも広く認知され定着している。平成11年には、国旗及び国歌に関する法律が公布、施行され、その根拠が明確に定められた。

このような中、小中高等学校の入学式及び卒業式では、学習指導要領に基づき国旗の掲揚及び国歌の斉唱が行われているが、大学には明文化されたルールがないことから、一部の国公立大学では大学の自治などを理由に、国旗の掲揚及び国歌の斉唱が行われていない状況がある。

しかしながら、国公立大学の運営には税金が投入されており、国民に広く定着している国旗の掲揚及び国歌の斉唱を国公立大学に求めることは、大学の自治を侵害するものではない。

よって、国におかれては、教育基本法において教育の目標として掲げている「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」ためにも、国公立大学の入学式及び卒業式における国旗の掲揚及び国歌の斉唱がなされるような仕組みづくりを行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

石川県金沢市議会議長 清水 邦彦

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法では、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術が認められていたが、同法は平成8年に障害者差別に該当する条文が削除され、母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで本人の同意なしに不妊手術を施された人は16,475人にも上るとされており、人権上重大な問題である。

国会では、全会派から成る優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟が発足し、具体的な支援の仕組みを検討することとしている。国は旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査に着手し、都道府県等に対して当該資料を保全するよう求めているところだが、個人を特定できる資料は約3割しか見つかっていないと報道されている。

よって、国におかれては、旧法のもとで不妊手術を受けた被害者の高齢化が進んでいることを考慮し、的確な救済措置を一刻も早く講じるよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

石川県金沢市議会議長 清水 邦彦